S&B

第111期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2024年６月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所

東京都板橋区宮本町38番８号
当社板橋スパイスセンター
ミーティングホール

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

株主の皆さまへ
お土産の配布は行っておりませんので、ご了承ください。

エスビー食品株式会社
証券コード：2805

理念・ビジョン

エスビー食品グループでは、日々の活動の拠りどころとして、理念とビジョンを掲げています。この理念とビジョンのもと、従業員一人ひとりが同じ方向に向かって活動していくことで、組織力を高め、いかなる環境においても継続的に成長し、社会から必要とされる人・企業を目指しています。

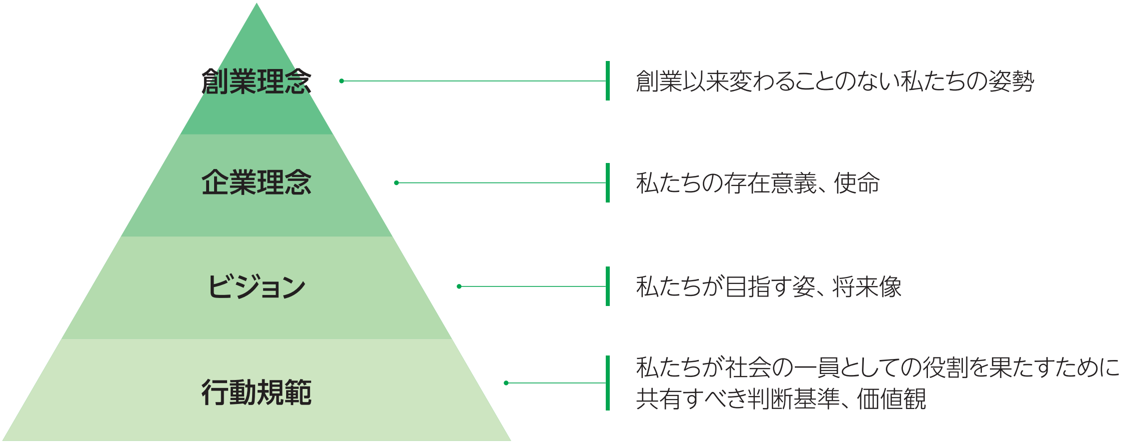

創業理念

「美味求真」

お客様に喜んでいただくために、ただひたすら真っすぐに“本物のおいしさ”を追い求めます。

企業理念

「食卓に、自然としあわせを。」

一）常に研究を怠らず、創意工夫をこらして高い品質と新たな価値を創出します。
二）常にお客様の視点で考え、心から満足していただける製品を追求します。
三）常に自然に感謝し、食卓から幸せな生活と豊かな社会づくりに貢献します。

ビジョン

「地の恵み スパイス&ハーブ」の可能性を追求し、おいしく、健やかで、明るい未来をカタチにします。

理念・ビジョンについてはこちらからご覧いただけます。
https://www.sbfoods.co.jp/company/policy/

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

第111期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案および当社グループの事業概況についてご説明しておりますので、ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

引き続き、企業理念「食卓に、自然としあわせを。」のもと、社会から必要とされる人・企業を目指すとともに、第３次中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）の各施策に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜わりますようお願い申しあげます。

2024年６月

代表取締役社長

池村和也

証券コード　2805
（発信日）2024年６月10日
（電子提供措置の開始日）2024年６月４日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋兜町18番６号
エスビー食品株式会社
代表取締役社長　池　村　和　也

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.sbfoods.co.jp/company/ir/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/2805/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　（上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスビー食品」または「コード」に当社証券コード「2805」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）
**　なお、当日ご出席されない場合は、書面のほかインターネットでも議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2024年６月26日（水曜日）午後５時30分までに行使していただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1 日　　時	2024年６月27日（木曜日）午前10時
2 場　　所	東京都板橋区宮本町38番８号 当社板橋スパイスセンター　ミーティングホール
3 目的事項	**報告事項**　１．第111期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第111期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）計算書類報告の件
	決議事項　**第１号議案**　定款一部変更の件 **第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件 **第３号議案**　監査等委員である取締役４名選任の件 **第４号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 **第５号議案**　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
4 招集にあたってのご案内事項	１．書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。 ２．電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず、招集ご通知３ページ記載の各ウェブサイトのみに掲載しております。 ⑴事業報告「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」 ⑵連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ⑶計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 なお、上記⑴～⑶は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。 ３．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、招集ご通知３ページ記載の各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

以　上

<株主の皆さまへのお願い>

・本定時株主総会における議決権の行使は、書面のほかインターネットでも可能でございます。招集ご通知７～８ページをご確認いただき、ご活用ください。

・本定時株主総会の様子は、インターネットによるライブ配信をさせていただく予定です。詳細につきましては、招集ご通知９ページをご確認ください。

・本定時株主総会では、株主の皆さまからのご意見・ご質問を事前に受付いたします。詳細につきましては、招集ご通知10ページをご確認ください。

・お土産の配布は行っておりませんので、ご了承ください。

期末配当金に関するお知らせ

第111期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）の期末配当金について、当社定款第39条の規定により2024年５月24日開催の取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、ご案内申しあげます。

１　期末配当金　１株につき35円（普通配当33円　創業100周年記念配当２円）

２　効力発生日　（支払開始日）　2024年６月11日（火曜日）

〇期末配当金お支払いについて

・期末配当金領収証によりお受け取りの株主様

お近くのゆうちょ銀行または郵便局で払渡期間内（2024年６月11日から2024年７月31日まで）に、お忘れなくお受け取りください。

・振込先をご指定の株主様

「配当金計算書」および「お振込先について」を同封しています。

・株式数比例配分方式をご指定の株主様

「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封しています。

メ　　モ

議決権行使についてのご案内

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つがございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年６月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年６月26日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年６月26日（水曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

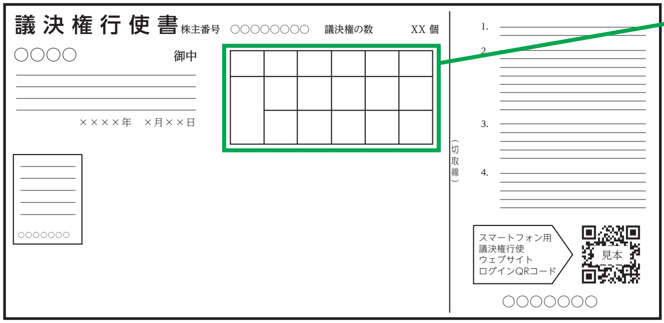

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号・４号・５号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に〇印

第２号・３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.e-sokai.jp

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

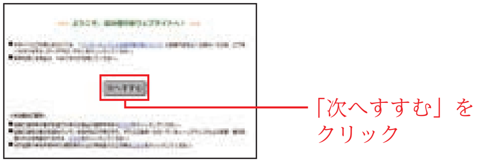

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

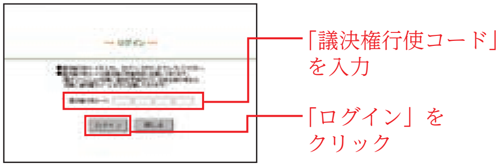

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

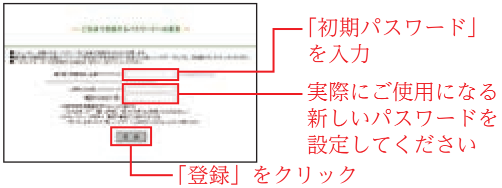

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社　代理人部　ウェブサポート専用ダイヤル
［電話］**0120（707）743**
受付時間　9:00～21:00（土曜、日曜、祝日も受付）

＜株主総会ライブ配信のご案内＞

本定時株主総会の様子は、ご自宅などでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。

・視 聴 方 法：以下のページより、ＩＤおよびパスワードをご入力のうえ、ご視聴ください。

・Ｕ　Ｒ　Ｌ：https://www.virtual-sr.jp/users/sbfoods/login.aspx
※右記の２次元コードからもご視聴いただけます。

・Ｉ　　　Ｄ：株主番号
（議決権行使書に記載されている９桁の数字）

・パスワード：議決権行使書に記載されている郵便番号（ハイフンを除いた７桁の数字）

※株主番号および郵便番号は議決権行使書を投函される前に必ずお手元にお控えください。

・配信日時（予定）：2024年６月27日（木）午前10時から株主総会終了時刻まで
※配信ページは株主総会開始時刻の30分前（午前９時30分）よりアクセス可能です。

（ご注意事項）

・株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。議決権行使は「書面（郵送）」または「インターネット」にてお願いいたします。
・当日ご質問をお受けすることはできません。あらかじめご了承ください。
・ご出席される株主の皆さまのプライバシーに配慮した撮影を行いますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
・撮影した映像は、今後の株主総会運営の検討にも活用させていただきます。
・ご使用の機器およびインターネットの接続環境ならびに回線等の状況により、ご利用いただけない場合がございます。
・ご利用いただく場合の通信料金等は株主の皆さまのご負担となります。
・撮影、録画、録音、保存等は、ご遠慮ください。
・ＩＤ・パスワードの第三者への提供はご遠慮ください。

＜ライブ配信の視聴方法等に関するお問い合わせ先＞

株式会社Ｊストリーム ライブサポート係
ＴＥＬ　054-333-9212
受付日時　2024年６月27日（木）（株主総会当日）
午前９時30分～株主総会終了まで
※上記受付日時以外でのお問い合わせは、
エスビー食品株式会社 法務・ガバナンス室（TEL　03-5918-6892）までお願いいたします。

＜事前質問受付のご案内＞

本定時株主総会では以下のとおり、株主の皆さまからのご意見・ご質問を事前に受付いたします。

・受 付 方 法：以下のページよりご意見・ご質問をご入力ください。

・Ｕ　Ｒ　Ｌ：https://www.virtual-sr.jp/users/sbfoods/login.aspx
※右記の２次元コードからもご入力いただけます。

・　Ｉ　　　Ｄ：株主番号
（議決権行使書に記載されている９桁の数字）

・パスワード：議決権行使書に記載されている郵便番号（ハイフンを除いた７桁の数字）
※株主番号および郵便番号は議決権行使書を投函される前に必ずお手元にお控えください。

・受 付 期 間：2024年６月５日（水）午前10時から2024年６月19日（水）午後５時30分まで

（ご注意事項）

・いただいたご意見・ご質問の全てにご回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
・ご使用の機器およびインターネットの接続環境ならびに回線等の状況により、ご利用いただけない場合がございます。
・ご利用いただく場合の通信料金等は株主の皆さまのご負担となります。

＜お問い合わせ先＞
エスビー食品株式会社
法務・ガバナンス室
ＴＥＬ　03-5918-6892

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)　重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任し、意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図るとともに、取締役会の監督機能の強化等によりコーポレート・ガバナンスを充実させ、さらにグローバルな企業価値向上を図るために監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、それに伴う条数の整備、関連規定の字句等の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2)　当社の今後の事業展開および事業内容の多様化等に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(3)　現行定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）と内容が重複する現行定款第７条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

(4)　取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第２項を変更するものであります。なお、同項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(5)　その他、役付取締役に関する表記の追加、ならびに上記の各変更に伴う条数の変更および字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第２条（目　　的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）次に掲げるものおよびその原材料の製造、加工、販売ならびに輸出入 イ.香辛料および香辛調味食品 ロ.菓子およびその他飲食料品 ハ.医薬品および化粧品 ニ.飼料および飼料添加物 ホ.酒類 （２）～（５）　（省略） （６）以上に関連する一切の事業	第２条（目　　的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）次に掲げるものおよびその原材料の製造、加工、販売ならびに輸出入 ①香辛料および香辛調味食品 ②菓子、米穀、その他の飲食料品および食品添加物 ③医薬品および化粧品 ④飼料および飼料添加物 ⑤酒類 （２）～（５）（現行どおり） （６）前各号に付帯関連する一切の事業
第４条（機　　関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条（機　　関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削除） （３）会計監査人
第７条（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第１６５条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第11条　（省略）	第７条～第10条（現行どおり）
第12条（株式取扱規程） 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第11条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第13条～第19条　（省略）	第12条～第18条（現行どおり）

現行定款	変更案
第20条（員　　数） 当会社の取締役は、１２名以内とする。	第19条（員　　数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
第21条（選任方法） 取締役は株主総会において選任する。	第20条（選任方法） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２～３　（省略）	２～３　（現行どおり）
第22条（任　　期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条（任　　期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第23条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役各若干名を選定することができる。	２　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現行定款	変更案
第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 （省略）	第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 （現行どおり）
第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	第25条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第28条（報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
第29条（取締役の責任免除） （省略） 2　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第29条（取締役の責任免除） （現行どおり） 2　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
第30条（員　　数） 当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
第31条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
第32条（任　　期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第33条（常勤の監査役および常任監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 ２　監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。	第30条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 （削除）
第34条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の２日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	第31条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の２日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
第35条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第32条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第36条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第37条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第38条～第41条　（省略）	第33条～第36条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（附　　則）
（新設）	第1条（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査等委員会設置会社移行前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行し、定款変更の効力発生時をもって取締役全員（９名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、その効力が発生するものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	会社における地位および担当		取締役会への出席状況
1	池村 和也（いけむら かずや）	代表取締役社長 マーケティング企画室担当 兼海外事業部担当	再任	100% (12回／12回)
2	田口 裕司（たぐち ひろし）	常務取締役 営業グループ管掌 兼ハーブ事業部担当	再任	100% (12回／12回)
3	小島 和彦（こじま かずひこ）	常務取締役 開発生産グループ担当 兼品質保証室担当	再任	100% (12回／12回)
4	加治 正人（かじ まさと）	取締役 管理サポートグループ担当 兼人事総務室担当 兼指名諮問委員会委員 兼報酬諮問委員会委員	再任	100% (12回／12回)
5	横井 実（よこい みのる）	取締役 経営企画室長兼業務改革推進室担当 兼管理サポートグループ広報・ＩＲ室担当 兼情報統括担当役員	再任	100% (12回／12回)
6	大嶽 佐由美（おおたけ さゆみ）	社外取締役	再任　社外	100% (12回／12回)
7	瀧野 敏子（たきの としこ）	社外取締役	再任　社外	100% (12回／12回)
8	山﨑 崇弘（やまざき たかひろ）	執行役員 管理サポートグループ財経管理室長 兼法務・ガバナンス室担当	新任	－

取締役在任年数 (本総会終結時)	8年
所有する 当社株式の数	4,100株
取締役会 出席回数	12／12回 (100%)

候補者番号 **1**

池村（いけむら）　和也（かずや）　(1962年9月6日生)

再任

取締役候補者とした理由

池村和也氏は、2022年より当社代表取締役を務めており、第３次中期経営計画を策定し当社事業を牽引していることに加え、海外を含めた当社営業部門およびマーケティング部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1986年４月	当社入社
2010年10月	営業本部上席マネージャー兼同本部商品グループユニットユニットマネージャー
2013年６月	執行役員
2016年６月	取締役執行役員
2017年４月	海外事業部担当 現在に至る
同年６月	取締役常務執行役員
2018年６月	常務取締役常務執行役員
2021年６月	常務取締役首席執行役員
2022年６月	代表取締役社長 現在に至る
2023年４月	マーケティング企画室担当 現在に至る

重要な兼職の状況

S&B INTERNATIONAL CORPORATION　チェアマン（CEO）

取締役在任年数 (本総会終結時)	7年
所有する 当社株式の数	2,300株
取締役会 出席回数	12／12回 (100%)

候補者番号 **2**

田口（たぐち）　裕司（ひろし）　(1962年10月25日生)

再任

取締役候補者とした理由

田口裕司氏は、当社営業部門および商品企画部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1985年４月	当社入社
2011年10月	商品部上席マネージャー兼同部商品企画ユニットユニットマネージャー
2013年６月	執行役員
2017年６月	取締役常務執行役員
2019年６月	常務取締役常務執行役員
2020年４月	ハーブ事業部担当 現在に至る
同年６月	常務取締役 現在に至る
2022年４月	営業グループ管掌 現在に至る

重要な兼職の状況

なし

候補者番号
3 小島(こじま)　和彦(かずひこ)　(1960年９月19日生)

再任

取締役在任年数 (本総会終結時)	5年
所有する 当社株式の数	2,100株
取締役会 出席回数	12／12回 (100%)

取締役候補者とした理由
小島和彦氏は、当社商品開発部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1985年４月	当社入社
2009年10月	商品本部上席マネージャー兼同本部第１商品開発ユニットユニットマネージャー
2015年６月	執行役員
2017年４月	開発生産グループ担当 現在に至る
2019年６月	取締役執行役員
2021年６月	取締役上席執行役員
2022年６月	常務取締役 現在に至る 品質保証室担当 現在に至る

重要な兼職の状況
なし

候補者番号
4 加治(かじ)　正人(まさと)　(1970年10月９日生)

再任

取締役在任年数 (本総会終結時)	3年
所有する 当社株式の数	1,600株
取締役会 出席回数	12／12回 (100%)

取締役候補者とした理由
加治正人氏は、当社管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1993年４月	当社入社
2018年４月	人事総務室長兼人事秘書ユニットユニットマネージャー
2019年６月	執行役員 管理サポートグループ担当 現在に至る
2021年４月	人事総務室担当 現在に至る
2021年６月	取締役執行役員 指名諮問委員会委員 現在に至る 報酬諮問委員会委員 現在に至る
2023年６月	取締役 現在に至る

重要な兼職の状況
なし

候補者番号

5

横井（よこい）　実（みのる）　(1971年７月26日生)

再任

取締役在任年数
(本総会終結時)　2年

所有する
当社株式の数　1,400株

取締役会
出席回数　12／12回
(100%)

取締役候補者とした理由

横井　実氏は、当社経営企画部門および管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1995年４月　当社入社
2017年４月　経営企画室長
　現在に至る
2020年６月　執行役員
2021年６月　管理サポートグループ広報・ＩＲ室担当
　現在に至る
　情報統括担当役員
　現在に至る
2022年６月　取締役執行役員
　現在に至る
2023年４月　業務改革推進室担当
　現在に至る

重要な兼職の状況

エスビーガーリック食品株式会社代表取締役社長

候補者番号

6

大嶽（おおたけ）　佐由美（さゆみ）　(1958年１月26日生)

再任　社外

取締役在任年数
(本総会終結時)　3年

所有する
当社株式の数　0株

取締役会
出席回数　12／12回
(100%)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大嶽佐由美氏は、マーケティングコミュニケーションを通じた豊富な国際経験や、リスクマネジメント等に関する高い見識を有していることから、独立した客観的な立場より、当社の経営全般に対する監督および適切な助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

略歴、地位および担当

1985年１月　AT&T International Japan
　オフィスマネージャー
1994年６月　SAP Japan 株式会社
　エグゼクティブアシスタント
1997年９月　日本 JD Edwards 株式会社
　（現Oracle Corporation）日本支社
　マーケティングコミュニケーションマネージャー
1998年10月　フィデリティ証券株式会社東京支店
　コーポレートコミュニケーションマネージャー
2002年４月　EMCジャパン株式会社（現デル・テクノロジーズ株式会社）
　コーポレートコミュニケーションマネージャー
2006年９月　有限会社Office Otake設立
2021年６月　当社取締役
　現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役在任年数
(本総会終結時)
2年

所有する
当社株式の数
0株

取締役会
出席回数
12／12回
(100%)

候補者番号
7
瀧野（たきの）　敏子（としこ）　(1954年4月3日生)

再任　社外

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

瀧野敏子氏は、医師としての豊富な経験や高い見識に加え、医療機関における組織マネジメントの経験等を有していることから、独立した客観的な立場より、当社の経営全般に対する監督および適切な助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

略歴、地位および担当

1981年５月	医籍登録
1983年４月	東京女子医科大学助手
1993年４月	淀川キリスト教病院医長
2004年２月	ラ・クォール本町クリニック設立
2005年１月	ＮＰＯ法人イージェイネット設立 同ＮＰＯ法人代表理事 現在に至る
2011年12月	医療法人ラ・クォール会設立 同医療法人理事長 現在に至る
2022年６月	当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役在任年数
(本総会終結時)
－

所有する
当社株式の数
900株

取締役会
出席回数
－

候補者番号
8
山﨑（やまざき）　崇弘（たかひろ）　(1977年1月27日生)

新任

取締役候補者とした理由

山﨑崇弘氏は、当社財務経理部門における豊富な経験に加え、会計や税務に関する高い専門性を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1999年４月	当社入社
2018年４月	財経管理室長 兼経理ユニットユニットマネージャー
2019年６月	執行役員 兼財経管理室長 現在に至る
2021年４月	法務・ガバナンス室担当 現在に至る

重要な兼職の状況

なし

（注）１．大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって大嶽佐由美氏が３年、瀧野敏子氏が２年となります。

３．当社は大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏との間で、法令が規定する限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

４．当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について塡補することとされています。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、その効力が発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	会社における地位		取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	西邨（にしむら） 正敏（まさとし）	常勤監査役	新任	100% (12回／12回)	100% (８回／８回)
2	葛山（かつらやま） 康典（やすのり）	社外監査役	新任　社外	100% (12回／12回)	100% (８回／８回)
3	松家（まつか） 元（げん）	社外監査役	新任　社外	100% (12回／12回)	100% (８回／８回)
4	鵜高（うたか） 利行（としゆき）	社外監査役	新任　社外	100% (12回／12回)	100% (８回／８回)

取締役在任年数 (本総会終結時)	―
所有する 当社株式の数	1,400株
取締役会 出席回数	12／12回 (100%)
監査役会 出席回数	8／8回 (100%)

候補者番号 **1**

西邨（にしむら）　正敏（まさとし）　(1964年9月6日生)　新任

監査等委員である取締役候補者とした理由
西邨正敏氏は、法務部門を中心とした、当社管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、適切な企業監査に必要な人材として、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当
1987年４月　当社入社
2017年４月　人事総務室長兼法務ユニットユニットマネージャー
2018年６月　執行役員管理サポートグループ担当
2019年６月　監査役（常勤）
現在に至る

重要な兼職の状況
なし

取締役在任年数 (本総会終結時)	―
所有する 当社株式の数	0株
取締役会 出席回数	12／12回 (100%)
監査役会 出席回数	8／8回 (100%)

候補者番号 **2**

葛山（かつらやま）　康典（やすのり）　(1965年7月27日生)　新任　社外

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
葛山康典氏は、企業財務の専門家として高い見識を有していることから、当社に対する適切な経営監視をしていただくため、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位および担当
1993年４月　早稲田大学理工学部助手
1996年４月　早稲田大学社会科学部専任講師
1998年４月　早稲田大学社会科学部助教授
2003年４月　早稲田大学社会科学部（現同大学社会科学総合学術院）教授
現在に至る
2010年６月　当社補欠監査役
2012年６月　当社監査役
現在に至る

重要な兼職の状況
なし

候補者番号
3 松家（まつか）　元（げん）　(1964年５月７日生)

新任　社外

取締役在任年数(本総会終結時)	―
所有する当社株式の数	0株
取締役会出席回数	12／12回(100％)
監査役会出席回数	8／8回(100％)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松家　元氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有していることから、当社に対する適切な経営監視をしていただくため、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位および担当

1992年４月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 松家法律事務所入所
1998年４月	最高裁判所司法研修所所付（民事弁護教官室）
2009年４月	最高裁判所司法研修所教官（民事弁護教官室）
2012年４月	立教大学大学院法務研究科特任教授
2013年６月	当社監査役 現在に至る
2018年４月	筑波大学法科大学院専任教授
2019年10月	松家法律事務所所長 現在に至る
2021年４月	指名諮問委員会委員 現在に至る 報酬諮問委員会委員 現在に至る
2021年５月	筑波大学法科大学院客員教授 現在に至る

重要な兼職の状況

なし

候補者番号
4 鵜高（うたか）　利行（としゆき）　(1960年12月28日生)

新任　社外

取締役在任年数(本総会終結時)	―
所有する当社株式の数	0株
取締役会出席回数	12／12回(100％)
監査役会出席回数	8／8回(100％)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鵜高利行氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を有していることから、当社に対する適切な経営監視をしていただくため、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位および担当

1987年10月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
1991年９月	公認会計士登録
1993年４月	税理士登録
同年８月	鵜高公認会計士事務所設立 現在に至る
2011年７月	TFS国際税理士法人社員 現在に至る
2012年６月	当社補欠監査役
2013年６月	当社監査役 現在に至る
2018年４月	産業能率大学大学院兼任教員

重要な兼職の状況

なし

（注）１．葛山康典氏、松家　元氏および鵜高利行氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、葛山康典氏、松家　元氏および鵜高利行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．葛山康典氏、松家　元氏および鵜高利行氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって葛山康典氏は12年、松家　元氏、鵜高利行氏は11年となります。
３．当社は葛山康典氏、松家　元氏および鵜高利行氏との間で、法令が規定する限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。三氏の選任が承認可決された場合、当社は三氏との間で、当該契約を締結する予定であります。
４．当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について塡補することとされています。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

≪ご参考：取締役および取締役監査等委員のスキル・マトリックス（2024年６月27日以降の予定）≫

	氏名		当社が各取締役・取締役監査等委員に期待する分野								委員会	
			経営	財務・会計	法務・リスク管理	人事・人材開発	開発・生産	マーケティング・営業	グローバルビジネス	ＩＴ・ＤＸ	指名諮問委員会	報酬諮問委員会
取締役	池　村　和　也		●		●			●	●	●		
取締役	田　口　裕　司		●					●				
取締役	小　島　和　彦		●				●					
取締役	加　治　正　人		●		●	●					○	○
取締役	横　井　　　実		●	●	●					●		
取締役	山　﨑　崇　弘		●	●	●							
取締役	大　嶽　佐由美	（社外）	●					●	●			
取締役	瀧　野　敏　子	（社外）	●			●	●					
取締役監査等委員	西　郁　正　敏		●	●	●	●					○	○
取締役監査等委員	葛　山　康　典	（社外）	●	●			●			●	○	○
取締役監査等委員	松　家　　　元	（社外）	●		●						●	●
取締役監査等委員	鵜　高　利　行	（社外）	●	●							○	○

※上記は各取締役・取締役監査等委員の主要なスキルを表記しております。

●：委員長　○：委員

≪スキル・マトリックス各項目選定理由≫

経営	企業理念「食卓に、自然としあわせを。」の実現に向けた戦略策定においては、さまざまな事業環境の変化に対応しうる豊富なマネジメント経験や他分野も含めた俯瞰的な視点等のスキルが必要である。
財務・会計	持続的な成長および企業価値向上を図るには、財務体質の強化や収益力を高めるための財務戦略策定が重要となり、その実行には財務・会計分野における知識・経験が必要である。
法務・リスク管理	事業環境の変化により生じるリスクを管理し、時代の変化に即したコーポレート・ガバナンス体制の強化を実行するには、法務・知財管理・コンプライアンス・リスク管理分野における知識・経験が必要である。
人事・人材開発	持続的な成長および企業価値向上を図るには、多様な人材がそれぞれの強みを発揮し、主体的に働くことが出来る環境作りやそのための成長支援等の人材開発が必要不可欠であり、ダイバーシティを含む人事・人材開発分野における知識・経験が必要である。
開発・生産	企業理念「食卓に、自然としあわせを。」のもと、持続可能な社会の実現に貢献するためには、スパイスとハーブに関する研究開発や付加価値の高い製品開発に加え、安全・安心な製品を安定供給するための生産・品質管理体制の構築が必要不可欠であり、研究開発・生産供給・品質管理における知識・経験が必要である。
マーケティング・営業	持続的な成長および企業価値向上を図るには、企業理念「食卓に、自然としあわせを。」のもと、ブランド価値の向上を図ることが重要であり、事業環境の変化や、お客様のニーズの変化を的確にとらえたマーケティング活動・営業戦略に関する知識・経験が必要である。
グローバルビジネス	持続的な成長および企業価値向上を図るため、中期経営計画の重点施策と位置付けている海外事業においては、その戦略策定が重要となることから、国際戦略分野における知識・経験が必要である。
ＩＴ・ＤＸ	事業環境の変化に対応し、持続的な成長および企業価値向上を図るには、データやデジタル技術（ＡＩ、ＩｏＴなど）を活用した継続的な事業変革や働き方等の業務変革が重要となることから、ＩＴ・ＤＸ戦略分野における知識・経験が必要である。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

　当社の取締役の報酬等の額は、2006年６月29日開催の第93期定時株主総会において、月額30百万円以内とご承認いただいておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を月額30百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。
　当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告「３．会社役員に関する事項　（４）取締役および監査役の報酬等　①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。
　現在の取締役は９名（うち社外取締役３名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名（うち社外取締役２名）となります。
　本議案は第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、その効力が発生するものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

　第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を月額10百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

　第１号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役３名）となります。

　本議案は第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、その効力が発生するものとします。

以　上

（ご参考）事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
126,443百万円	7,778百万円	8,079百万円	6,717百万円
前期比 4.8%増	前期比 44.1%増	前期比 47.8%増	前期比 64.6%増

目標とする経営指標について

社会環境や経営環境がめまぐるしく変化し先の見えない状況のなかで、持続的な成長と企業価値の向上のため、事業領域の拡張や事業の再構築により収益力を高めるとともに、経営の効率化と財務体質の強化を進めてまいります。経営指標といたしましては、売上高営業利益率、自己資本比率およびＲＯＥの向上を重視してまいります。

売上高営業利益率	自己資本比率	ROE
6.2%	51.8%	9.9%
前期比 1.7%増	前期比 3.6%増	前期比 3.3%増

配当について

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、今後の事業展開に向けた投資のための内部留保の充実を図りつつ、経営体質の一層の強化と堅実な経営基盤の確保に努めますとともに、純資産配当率や配当性向などの各種指標を勘案し、業績に裏付けられた成果を、安定的な配当として維持、継続いたしますことを基本方針としております。

配当金の推移

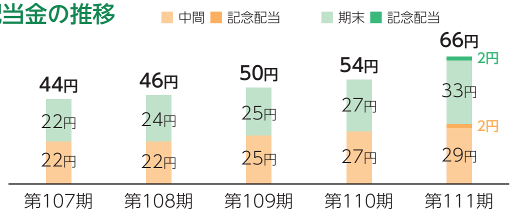

第3次中期経営計画 (2024年3月期～2026年3月期)

当社グループが目指す未来に向けて

企業理念（存在意義）

「食卓に、自然としあわせを。」

おいしく、
健やかで、
明るい未来

第3次中期経営計画

【 基本方針 】

「地の恵み スパイス＆ハーブ」を核とした事業により、世界の食の進化・発展と、持続可能な未来の実現に貢献します。

【 重点戦略 】

- 価値ある製品の提供
- 成長分野への投資
- 持続可能な事業の実現
- 人と組織の活性化
- 地球との共生

長期テーマ

長期目標

海外売上高比率 40%超

探求と挑戦

スパイス＆ハーブの
機能性研究・産地開発

人財力の強化

グローバル人財・デジタル人財・研究者
育成投資

1923年創業
創業理念「美味求真」

現在

2026年3月

マテリアリティ（重要課題）

- 食の安全・安心
- 地球温暖化・気候変動
- 食品廃棄（フードロス）の発生・増大
- 食品容器に起因する環境問題
- 食のニーズの多様化への対応
- 食による健康被害の発生

etc.

第3次中期経営計画　方針・戦略

基本方針	重点戦略	重点施策
「地の恵み スパイス＆ハーブ」を核とした事業により、世界の食の進化・発展と、持続可能な未来の実現に貢献します。	価値ある製品の提供	・スパイスとハーブに関する事業のさらなる拡大 ・高付加価値製品、健康訴求型製品の強化
	成長分野への投資	・海外事業、EC事業の強化 ・新規事業、新規市場に関する積極的な取組み
	持続可能な事業の実現	・高利益体質に向けた事業の再構築 ・新技術の活用、人財の育成および再配置
	人と組織の活性化	・ダイバーシティ＆インクルージョンの実現 ・健康で生き生きと働ける職場環境づくり
	地球との共生	・持続可能な調達の推進 ・産地から食卓までの環境負荷低減（CO_2、廃棄物等の削減）

第3次中期経営計画　財務目標（連結）

	売上高	営業利益	売上高営業利益率	ROE
2026年3月期目標※	1,207億円	64億円	5.3%	6.0%

※2024年3月に、株式会社ヒガシヤデリカが運営する調理済食品事業を譲渡いたしました（2024年3月期　売上高101億93百万円、営業利益2億32百万円）。

第3次中期経営計画　非財務目標

エスビー食品ミッション	KPI	2026年3月期目標
安全・安心への取組み強化	品質保証部門と各工場による「品質保証協議会」の実施率	100%
環境負荷の低減、社会・環境に配慮した製品の提供	石油由来プラスチック製パッケージ削減率：2020年度比	3%減
	家庭用レトルト製品のレンジ対応化率	40%
グローバル社会に適応した多様化の推進	主要香辛料、パーム油、紙の持続可能な調達を推進※	−
	男性・女性の新卒採用比率	それぞれ40%以上
	男性の育休取得率	80%
	年次有給休暇取得率	80%
	従業員エンゲージメント指標の向上率：2022年度比	5%増
お客様や従業員の健康・安全	レシピサイト掲載の減塩レシピ数	60レシピ
	カレー製品（即席ルウ、レトルト）の塩分削減率：2020年度比	1.5%減
	「食事」「運動」「睡眠」に関する生活改善プログラムの実施率	70%
	保健師・栄養士による特定保健指導の実施率：期間累計	100%

※「持続可能な調達に関するコミットメント」、2030年目標

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について

当社は、資本コストや資本収益性、株価について現状分析を行いました。
資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた方針や具体的な取組み、目標について以下の通りお知らせいたします。

資本収益性並びに株価に対する現状分析

現状分析	・ＲＯＥは原材料価格等の高騰の影響はあるものの、**ＣＡＰＭベースによる株主資本コストを過去より継続して上回って**おり、資本収益性は一定の水準を確保。一方で**株主資本コストの市場期待水準はより高い**ものと考えられ、**継続的な資本収益性の向上が必要**と認識。 ・ＰＢＲは直近数年間１倍を下回っており、**持続的な成長や株主還元強化への期待、信頼が十分に得られていない**こと、また、その**理解促進に向けたＩＲの不足**によるものと分析。

ROEと資本コストの推移

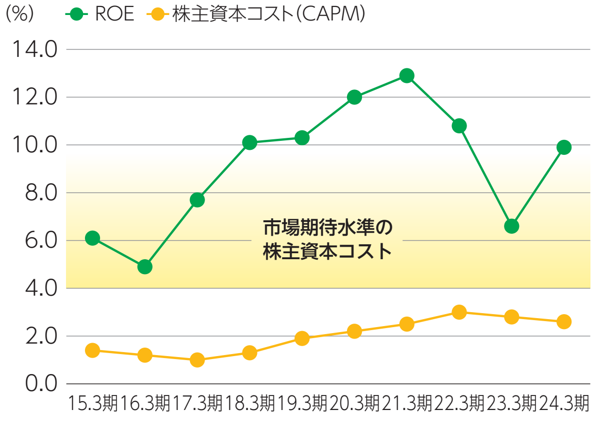

株価とPBRの推移

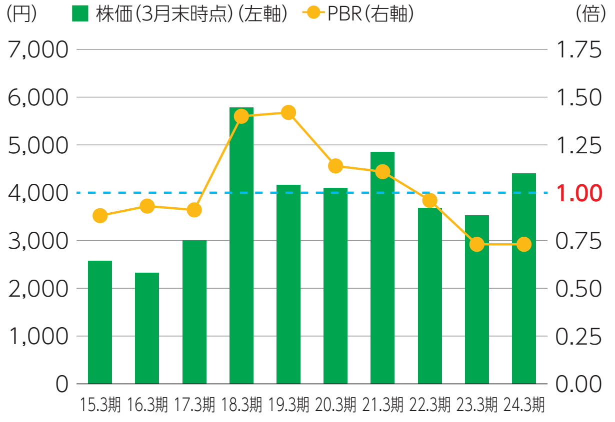

●ＰＢＲ改善に向けた対応方針

方針	資本コスト・株価を意識した企業価値向上の最大化への取組みにより、 **ROEの継続的な向上**と、**PBR1.0倍超の早期実現**を目指す。

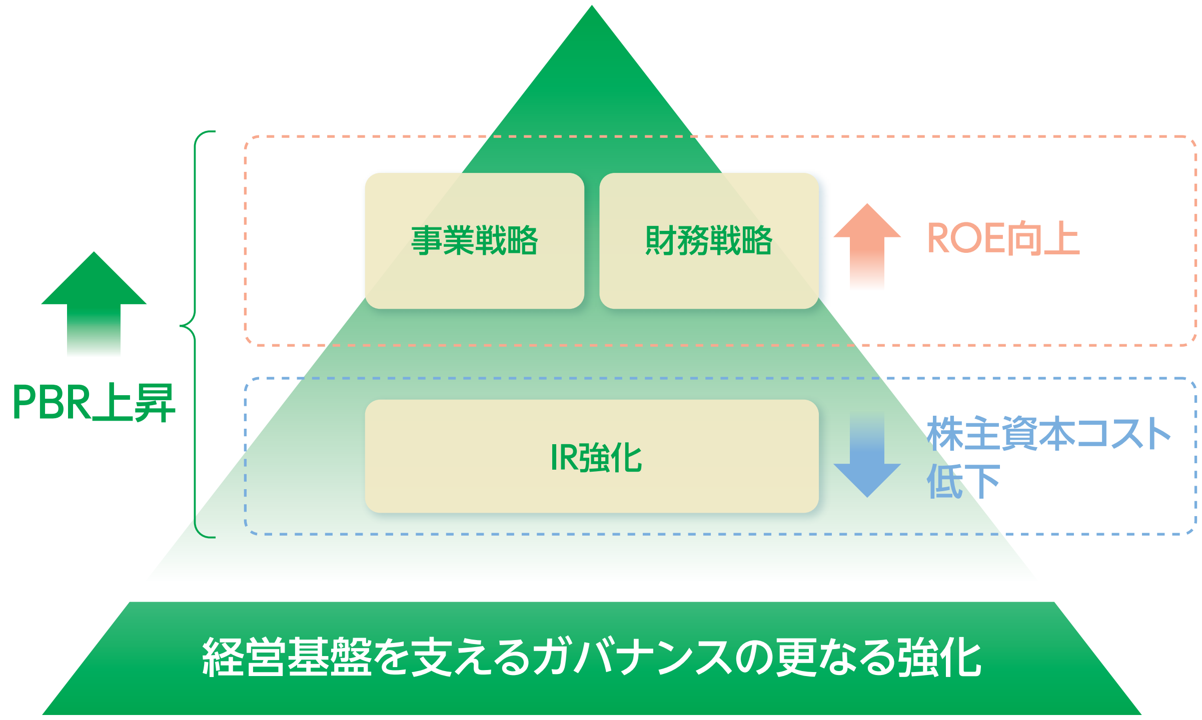

● 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組み

事業戦略①

- **海外売上高比率40%超に向けた拠点増強及び、海外サプライチェーンの強化。**

海外拠点（2024年３月期末）

海外売上高推移

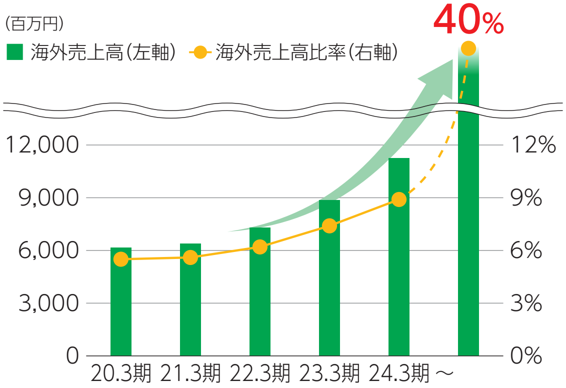

事業戦略②

- **マーケティング活動の強化とM&Aを含む既存事業基盤強化への積極的な取組み。**
- **スパイス・ハーブのエビデンスで人の健やかな暮らしを実現する機能性食品など周辺領域の拡大。**
- **スパイス・ハーブの産地開発への注力や、環境保全、アップサイクルなど、地球との共生を図る取組みの継続。**

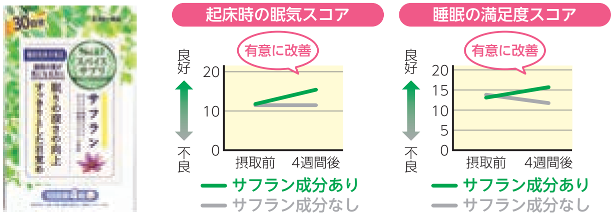

カラダを整えるスパイス＆ハーブの機能

フェアトレード対応製品

アップサイクル第１弾製品

財務戦略

- **連結配当性向30%を目標**とした
  安定配当と増配による株主還元強化。
- **政策保有株式の縮減**による資本効率向上。
- 持続的成長を支える**人的資本**への投資、
  成長分野への投資。

IR強化

- 情報開示の拡充
  （**成長戦略、事業戦略、財務戦略の明示**）。
- 各戦略に関する**進捗状況の開示**。
- ステークホルダー（株主、投資家等）との
  対話の充実など、IR活動の継続的な強化。

目指すべき配当金と配当性向のイメージ

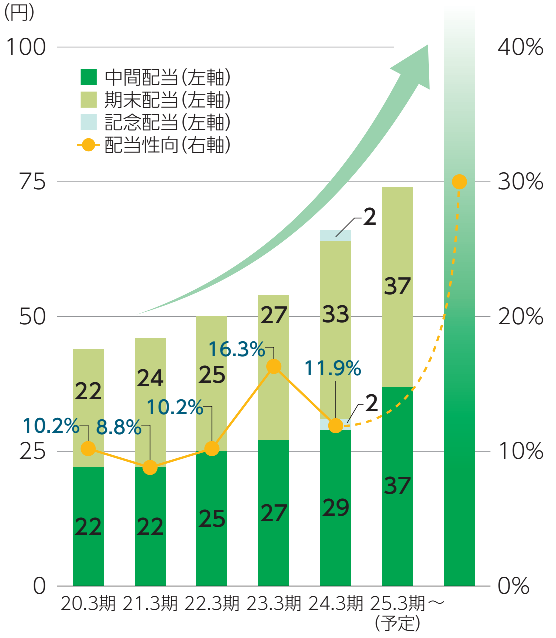

事業報告（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1） 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する感染症法上の分類が移行したことに伴い、経済活動の正常化の動きが進む一方、原材料・エネルギー価格の高騰や為替の変動、地政学リスクなどから、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

食品業界におきましては、原材料・エネルギー価格の高騰によるさらなる物価上昇懸念等の先行きへの不安からお客様の節約志向が一段と高まるなど、継続して消費行動や市場構造に変化が見られ、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況のなかで、当社および連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）は、企業理念・ビジョンのもと、2023年４月より開始いたしました第３次中期経営計画に基づき、「地の恵み スパイス＆ハーブ」を核とした事業活動を推進するとともに、持続可能な企業と社会の実現を目指し、社会課題の解決に向けた活動にも全社一体となって取り組んでまいりました。

当連結会計年度では、原材料価格の高騰等を背景とした価格改定を実施するとともに、中期経営計画に掲げる海外事業の強化や、パウダールウ製品をはじめとする高付加価値製品の販売強化などに努めてまいりました。また、社会課題の解決に向けた活動としまして、アップサイクル製品の販売も開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、食料品事業におきまして、即席グループや香辛調味料グループが伸長いたしましたことなどから、前期比57億92百万円増の1,264億43百万円（前期比4.8％増）となりました。

利益面につきましては、原材料価格の高騰等が続いておりますものの、高付加価値製品を中心とした積極的な販売促進活動や、価格改定の効果などによる売上高の増加に加え、原価低減や経費削減に努めましたことなどから、営業利益は前期比23億78百万円増の77億78百万円（同44.1％増）、経常利益は前期比26億14百万円増の80億79百万円（同47.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比26億37百万円増の67億17百万円（同64.6％増）となりました。

項目	金額	前連結会計年度比
売上高	1,264億43百万円	4.8％増
経常利益	80億79百万円	47.8％増
営業利益	77億78百万円	44.1％増
親会社株主に帰属する当期純利益	67億17百万円	64.6％増

セグメント別・製品区分別の状況は、以下の通りであります。なお、食料品事業内の各製品区分別の売上高は出荷価格ベースのため、その合計は食料品事業の売上高と一致いたしません。また、当連結会計年度より、製品区分の内訳を見直したことにより、前連結会計年度の製品区分別売上高を組み替えて比較・分析を行っております。

食料品事業　売上高 1,162億49百万円

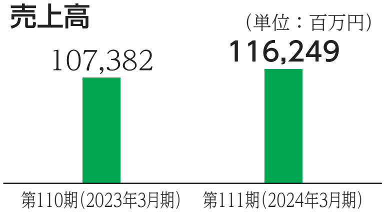

売上高構成比

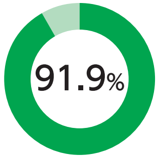

即席グループが大きく伸長いたしますとともに、スパイス＆ハーブグループや香辛調味料グループも順調に推移いたしましたことから、売上高は前期比88億66百万円増の1,162億49百万円（前期比8.3％増）となりました。なお、セグメント利益（営業利益）は前期比29億33百万円増の75億１百万円（同64.2％増）となりました。

＜スパイス＆ハーブ＞

スティックタイプなどのカレー粉が伸長いたしますとともに、ラインアップが豊富な「SPICE＆HERB」シリーズをはじめとする洋風スパイスに加え、業務用香辛料も堅調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は前期比21億29百万円増の328億85百万円となりました。

＜即席＞

主力ブランドの「ゴールデンカレー」が国内および海外において大きく伸長いたしますとともに、「赤缶カレーパウダールウ」や「栗原はるみ わたしのカレー」などのパウダールウ製品も伸長いたしました。

以上の結果、売上高は前期比52億20百万円増の413億86百万円となりました。

＜香辛調味料＞

お徳用タイプ等のチューブ製品が伸長いたしますとともに、「李錦記」ブランド製品や「町中華」シリーズも順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は前期比35億19百万円増の449億15百万円となりました。

＜インスタント食品その他＞

パスタソースでは「まぜるだけのスパゲッティソース」シリーズが順調に推移いたしますとともに、業務用製品も順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は前期比15億61百万円増の327億13百万円となりました。

調理済食品

売 上 高　101億93百万円

売上高　（単位：百万円）

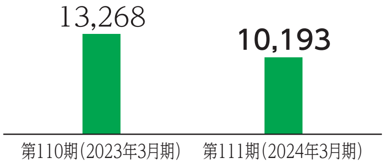

売上高構成比

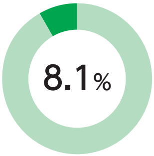

　株式会社ヒガシヤデリカ東松山工場の火災による影響があったことなどから、売上高は前期比30億74百万円減の101億93百万円（前期比23.2%減）となりました。なお、セグメント利益（営業利益）は前期比５億54百万円減の２億32百万円（同70.4%減）となりました。

⑵　設備投資等の状況

　当連結会計年度における当社グループの設備投資は、上田・東松山・宮城の当社３工場および子会社における製品の安全・安心対策や、生産性向上ならびに供給体制の強化を目的とする生産設備の増強や更新、改良などにより、総額18億85百万円の投資を行いました。

　食料品事業におきましては、当社上田工場および東松山工場における生産設備の増強、更新を中心に17億99百万円、また、調理済食品におきましては、85百万円の設備投資を行いました。

⑶　資金調達の状況

　当社は、2023年8月31日に無担保社債（私募債）を発行し、10億円の資金調達を行いました。

⑷　対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、ウクライナ情勢をはじめとした地政学リスクや為替の変動などの影響により、原材料・エネルギー価格は引き続き高い水準で推移するものと見込んでおります。

食品業界におきましては、原材料価格等の高騰や物価上昇によるお客様の節約志向が高まるなか、引き続き消費行動や市場構造の変化への対応が求められるものと想定されます。

当社グループといたしましては、中期経営計画の施策に取り組むことで、さまざまな環境変化や、お客様のニーズの変化・多様化に柔軟かつスピーディに対応し、食品メーカーとしての使命を果たすとともに、常に新たな価値を提供し続けてまいります。そして、当社ビジョンの実現に向け、当社グループの強みをさらに伸ばし、ブランド価値を高めていくなかで、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

また、世界的な気候変動や人口増加・高齢化、地政学リスクの高まり、そして生活様式や価値観の多様化など、世界中で社会環境が大きく変化を続けるなかで、企業や製品に求められるものは、これまで以上に多岐にわたっております。当社グループでは、社会に価値を提供する企業として永続的に存在し、成長し続けるため、重要度の高い社会課題「マテリアリティ」を特定し、活動目標として「エスビー食品ミッション」を掲げております。この「エスビー食品ミッション」のもと、地球環境保全やＳＤＧｓの達成に寄与することを目指し、活動テーマに沿った事業活動を進めてまいります。

マテリアリティ（重要課題）	エスビー食品ミッション※
● 食の安全・安心	安全・安心への取組み強化
● 気候変動による食料不足・農業衰退 ● 地球温暖化・気候変動 ● 資源枯渇	環境負荷の低減
● 食品廃棄（フードロス）の発生・増大 ● 食品容器に起因する環境問題 ● 海洋プラスチックごみ問題	社会・環境に配慮した製品の提供
● 食のニーズの多様化への対応 ● 働き方の多様化への対応	グローバル社会に適応した多様化の推進
● 食による健康被害の発生 ● 労働者の健康・安全	お客様や従業員の健康・安全

※当社グループが社会に価値を提供する企業として永続的に存在し、成長し続けるための活動目標

以上を踏まえ、2023年４月より開始いたしました第３次中期経営計画におきましては、スパイスとハーブに関する事業を通じて、世界のお客様の豊かで健やかな暮らしに貢献するとともに、社会課題の解決に取り組んでおります。

第３次中期経営計画（2024年３月期～2026年３月期）

基本方針	重点戦略	重点施策
「地の恵み スパイス＆ハーブ」を核とした事業により、世界の食の進化・発展と、持続可能な未来の実現に貢献します。	価値ある製品の提供	・スパイスとハーブに関する事業のさらなる拡大 ・高付加価値製品、健康訴求型製品の強化
	成長分野への投資	・海外事業、EC事業の強化 ・新規事業、新規市場に関する積極的な取組み
	持続可能な事業の実現	・高利益体質に向けた事業の再構築 ・新技術の活用、人財の育成および再配置
	人と組織の活性化	・ダイバーシティ＆インクルージョンの実現 ・健康で生き生きと働ける職場環境づくり
	地球との共生	・持続可能な調達の推進 ・産地から食卓までの環境負荷低減（CO_2、廃棄物等の削減）

社会環境や経営環境がめまぐるしく変化し先の見えない状況のなかで、持続的な成長と企業価値の向上のため、事業領域の拡張や事業の再構築により収益力を高めるとともに、経営の効率化と財務体質の強化を進めてまいります。経営指標といたしましては、売上高営業利益率、自己資本比率およびＲＯＥの向上を重視してまいります。

なお、2026年３月期を最終年度とした第３次中期経営計画につきまして、基本方針、重点戦略、重点施策および目標値に変更はありません。

＜2026年３月期の目標値＞

売上高	1,207億円
営業利益	64億円
売上高営業利益率	5.3%
ＲＯＥ	6.0%

※2024年３月に、株式会社ヒガシヤデリカが運営する調理済食品事業を譲渡いたしました（2024年３月期　売上高101億93百万円、営業利益２億32百万円）。

第３次中期経営計画におきましては、以下の非財務目標を中心に、世界の人々のしあわせと持続可能な未来の創造に取り組んでまいります。

エスビー食品ミッション	KPI	2026年３月期目標
安全・安心への取組み強化	品質保証部門と各工場による「品質保証協議会」の実施率	100%
環境負荷の低減、社会・環境に配慮した製品の提供	石油由来プラスチック製パッケージ削減率：2020年度比	3%減
	家庭用レトルト製品のレンジ対応化率	40%
グローバル社会に適応した多様化の推進	主要香辛料、パーム油、紙の持続可能な調達を推進※	－
	男性・女性の新卒採用比率	それぞれ40%以上
	男性の育休取得率	80%
	年次有給休暇取得率	80%
	従業員エンゲージメント指標の向上率：2022年度比	5%増
お客様や従業員の健康・安全	レシピサイト掲載の減塩レシピ数	60レシピ
	カレー製品（即席ルウ、レトルト）の塩分削減率：2020年度比	1.5%減
	「食事」「運動」「睡眠」に関する生活改善プログラムの実施率	70%
	保健師・栄養士による特定保健指導の実施率：期間累計	100%

※「持続可能な調達に関するコミットメント」、2030年目標

コーポレート・ガバナンスにつきましては、執行役員制度のもと、取締役と執行役員の役割を明確にすることで、意思決定と業務執行のスピードアップを図り、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応いたしますとともに、取締役会の実効性を高めるための取組みを継続して進めてまいります。なお、取締役会の監督機能の強化等によりコーポレート・ガバナンスを充実させ、さらにグローバルな企業価値向上を図ることを目的に、2024年２月22日開催の取締役会において、当社第111期定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

また、当社グループ全体の内部統制の充実を図るとともに、企業活動を取り巻くさまざまなリスクに対しては「リスクマネジメント委員会」を中心として、継続的に管理体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜わりますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)

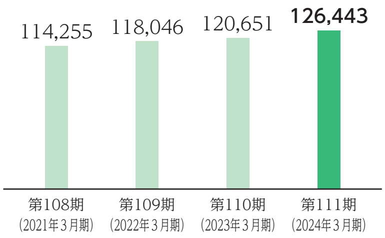

経常利益 (単位：百万円)

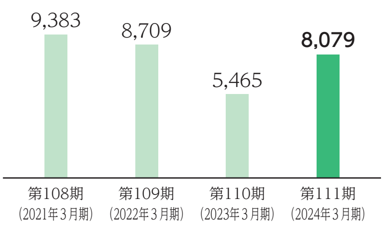

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

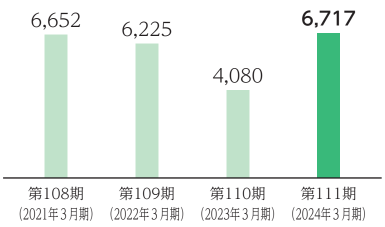

1株当たり当期純利益 (単位：円)

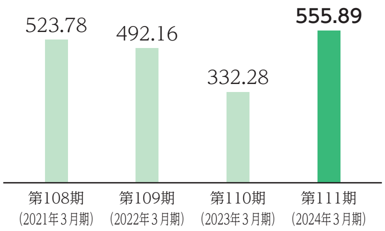

純資産 (単位：百万円)

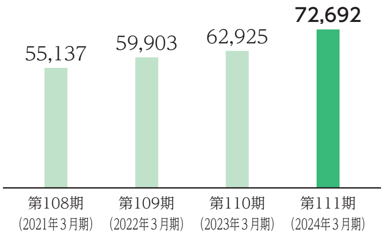

総資産 (単位：百万円)

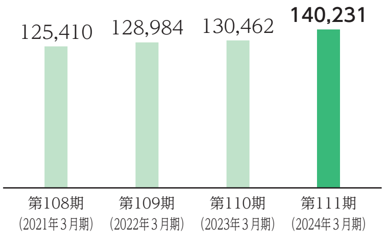

区分	第 108 期 (2020.4～2021.3)	第 109 期 (2021.4～2022.3)	第 110 期 (2022.4～2023.3)	第 111 期 (2023.4～2024.3)
売上高	百万円 114,255	百万円 118,046	百万円 120,651	百万円 126,443
経常利益	百万円 9,383	百万円 8,709	百万円 5,465	百万円 8,079
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 6,652	百万円 6,225	百万円 4,080	百万円 6,717
1株当たり当期純利益	円 523.78	円 492.16	円 332.28	円 555.89
純資産	百万円 55,137	百万円 59,903	百万円 62,925	百万円 72,692
総資産	百万円 125,410	百万円 128,984	百万円 130,462	百万円 140,231

⑹　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
エスビーガーリック食品株式会社	89	100.0	即席カレー等の製造販売
ヱスビースパイス工業株式会社	32	100.0	香辛料、香辛調味料の製造販売
株式会社ヱスビー興産	50	100.0	香辛料、調味料および包装資材の仕入販売
株式会社ヱスビーサンキョーフーズ	10	100.0	レトルト食品等の製造販売
株式会社大伸	10	－	香辛料、香辛調味料の製造販売
株式会社ヒガシヤデリカ	80	100.0	調理麺等の製造販売
	千USドル		
S&B INTERNATIONAL CORPORATION	100	100.0	香辛調味料、即席カレー等の仕入販売
	千SGドル		
S&B FOODS SINGAPORE PTE.LTD.	650	100.0	香辛調味料、即席カレー等の仕入販売

（注）１．2023年10月１日付で、連結子会社である株式会社ヱスビー興産を存続会社、連結子会社である株式会社泰秀を消滅会社とする吸収合併を行っております。
　　　２．株式会社大伸の株式は、子会社エスビーガーリック食品株式会社が100.0％保有しております。

⑺　主要な事業内容（2024年３月31日現在）

当社グループは、「食料品事業」におきましては、各種香辛料、即席カレー、チューブ製品、レトルトカレー等の製造・販売のほか、関連する原材料の調達を行っており、「調理済食品」におきましては、調理麺等の製造・販売を行っております。

各事業の主な製品等につきましては、以下のとおりであります。

事業区分	製品区分	主な製品等
食料品事業	スパイス＆ハーブ	純カレー、コショー、洋風スパイス、シーズニングスパイス
	即席	ゴールデンカレー、フォン・ド・ボー ディナーカレー、とろけるカレー、濃いシチュー
	香辛調味料	本生 本わさび、おろし生しょうが、中華
	インスタント食品その他	おでんの素、レトルトカレー、パスタソース
調理済食品	－	調理麺、パン

（注）調理済食品事業は、2024年３月31日に譲渡いたしました。

(8) 主要な営業所および工場（2024年３月31日現在）

① 当社

＜主要事業所および工場＞

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都	上田工場	長野県
八丁堀ハーブテラス	東京都	東松山工場	埼玉県
板橋スパイスセンター	東京都	宮城工場	宮城県

＜支店および営業所＞

名称		所在地	名称		所在地
北海道支店	札幌営業所	北海道	中部支店	静岡営業所	静岡県
東北支店	北東北営業所	岩手県		中部第１・第２営業所	愛知県
	南東北営業所	宮城県		北陸営業所	石川県
東京支店	東部営業所	千葉県	関西支店	関西第１・第２・第３営業所	大阪府
	中央営業所	東京都	中四国支店	中国第１営業所	広島県
	西部営業所	東京都		中国第２営業所	岡山県
	神奈川営業所	神奈川県		四国営業所	香川県
関東・信越支店	関東営業所	埼玉県	九州支店	九州第１・第２営業所	福岡県
	新潟営業所	新潟県		鹿児島営業所	鹿児島県
	長野営業所	長野県		沖縄営業所	沖縄県
			欧州支店	－	イギリス

② 子会社

名称	本社所在地	名称	本社所在地
エスビーガーリック食品株式会社	栃木県	株式会社大伸	埼玉県
ヱスビースパイス工業株式会社	東京都	株式会社ヒガシヤデリカ	東京都
株式会社ヱスビー興産	東京都	S&B INTERNATIONAL CORPORATION	アメリカ
株式会社エスビーサンキョーフーズ	静岡県	S&B FOODS SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール

⑼ 従業員の状況（2024年３月31日現在）

事　業　区　分	従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
食料品事業	2,034名	+0名
調理済食品	104名	−14名
合計	2,138名	−14名

（注）１．従業員数は就業人員（嘱託を含み、臨時従業員を除く）であります。
２．調理済食品事業は、2024年３月31日に譲渡しておりますが、同日時点では上記従業員が在籍しております。

⑽ 主要な借入先（2024年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
	百万円
農林中央金庫	6,864
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,996

2 会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

（1） **発行可能株式総数** 35,200,000株

（2） **発行済株式の総数** 13,622,234株（自己株式1,537,879株を含む）

（3） **株主数** 13,456名

（4） **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
山崎兄弟会	1,200	9.93
株式会社三菱UFJ銀行	542	4.49
農林中央金庫	542	4.49
株式会社きらぼし銀行	489	4.05
セコム損害保険株式会社	352	2.92
大日本印刷株式会社	344	2.85
日本生命保険相互会社	325	2.70
第一生命保険株式会社	248	2.06
三井住友信託銀行株式会社	242	2.01
株式会社千葉銀行	220	1.82

（注）当社は、自己株式1,537,879株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	小形　博行	株式会社エスビー興産代表取締役社長 S&B INTERNATIONAL CORPORATION　チェアマン（CEO）
代表取締役社長	池村　和也	マーケティング企画室担当兼海外事業部担当
常務取締役	田口　裕司	営業グループ管掌兼ハーブ事業部担当
常務取締役	小島　和彦	開発生産グループ担当兼品質保証室担当
取締役	加治　正人	管理サポートグループ担当 兼人事総務室担当兼指名諮問委員会委員 兼報酬諮問委員会委員
取締役	横井　実	執行役員経営企画室長兼業務改革推進室担当 兼管理サポートグループ広報・IR室担当 兼情報統括担当役員
取締役	谷　修	指名諮問委員会委員長兼報酬諮問委員会委員長 弁護士、西武信用金庫理事
取締役	大嶽佐由美	有限会社Office Otake 代表取締役
取締役	瀧野　敏子	医師、医療法人 ラ・クォール会理事長・院長
監査役（常勤）	西邨　正敏	
監査役	葛山　康典	早稲田大学社会科学総合学術院教授
監査役	松家　元	指名諮問委員会委員兼報酬諮問委員会委員 弁護士
監査役	鵜高　利行	公認会計士、税理士

（注）１．取締役谷　修氏、大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏は、社外取締役であります。
２．監査役葛山康典氏、松家　元氏および鵜高利行氏は、社外監査役であります。
３．監査役葛山康典氏は、企業財務に関する研究および教授等を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役鵜高利行氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、取締役谷　修氏、大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏ならびに監査役葛山康典氏、松家　元氏および鵜高利行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当社は、執行役員制度を導入しております。2024年４月１日現在、執行役員は12名で、取締役のうち執行役員を兼務する者１名の他に下記11名の執行役員がおります。

上席執行役員	弓 部 重 明
執行役員開発生産グループ中央研究所長	大 久 陽 子
執行役員営業グループ業務用担当	金 子 　 功
執行役員管理サポートグループ財経管理室長 兼法務・ガバナンス室担当	山 﨑 崇 弘
執行役員営業グループ担当兼東日本担当	杉 田 雅 彦
執行役員開発生産グループ供給部長	渡 邊 泰一郎
執行役員開発生産グループ スパイスコントロール室長兼供給部担当	三 浦 兼 仁
執行役員開発生産グループ商品部長	中 川 栄 治
執行役員開発生産グループ上田工場長	河 合 葉 子
執行役員営業グループ戦略担当	梅 澤 一 秀
執行役員営業グループ西日本担当兼関西支店長	細 谷 卓 哉

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、法令が規定する限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および子会社の取締役、監査役ならびに執行役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について塡補することとされています。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

⑷　取締役および監査役の報酬等

①　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年１月29日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

・基本報酬に関する方針

当社取締役の報酬総額は、月額30百万円以内であり、取締役（社外取締役を除く）の個人別報酬等は、報酬総額の範囲内で、取締役会が定めた規程に基づき、個々の取締役の職務と責任および実績に業績要素を加味した固定報酬と業績連動報酬により構成されております。

また、当社社外取締役の個人別報酬等は、上記報酬総額の範囲内で、それぞれの役割を考慮し、固定報酬のみとしており、その額は規程に定めております。

・業績連動報酬等に関する方針

当社取締役の個人別報酬等のうち、業績連動報酬に係る指標は、売上高および営業利益等の中期経営計画と連動した財務諸表における定量指標に加えて、担当部門や各取締役の目標達成度を採用しております。業績連動報酬の額または算定方法の決定に関する方針は、個々の取締役の職務と責任および実績に業績要素を加味することとしており、その決定権限は取締役会が有しております。

・報酬等の割合に関する方針

当社取締役（社外取締役を除く）の報酬額全体における固定報酬と業績連動報酬の割合は、概ね７：３としております。

・報酬付与の時期および条件の決定方針

当社取締役の報酬等は、役位ごとに定めた固定報酬、業績連動報酬を合わせた額を、月例支給額として在任中に支給しております。

・報酬等の決定に関する事項

当社取締役の個人別報酬等の内容は、個々の取締役の職務と責任および実績に業績要素を加味することとしております。なお、客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関である、報酬諮問委員会にて、審議した結果の答申を受けて、取締役会で決定いたします。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 （人）
		固定報酬	業績連動 報酬	
取締役 （うち社外取締役）	200 （22）	160 （22）	39 （－）	9 （３）
監査役 （うち社外監査役）	34 （15）	34 （15）	－ （－）	4 （３）
合計 （うち社外役員）	234 （38）	195 （38）	39 （－）	13 （６）

（注）１．業績連動報酬に係る定量指標の目標は、売上高、営業利益等の公表計画値を使用しており、その実績は、第110期の売上高1,206億51百万円、営業利益53億99百万円であります。当該指標を選択した理由は持続的な成長に対する貢献意識を高めるためであり、当社の業績連動報酬は、各取締役の役位および担当部門の目標達成度も勘案して算定されております。

２．取締役の報酬等の額は、2006年６月29日開催の第93期定時株主総会において月額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名であります。

３．監査役の報酬等の額は、2006年６月29日開催の第93期定時株主総会において月額６百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名であります。

⑸　社外役員の当事業年度における主な活動状況

①　社外取締役

地　位	氏　　名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	谷　　修	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。また、期待される弁護士としての豊富な経験および専門的見地に基づいた適切な助言等については、客観的な立場から、リスクマネジメント等を中心に適宜発言を行っております。 なお、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名諮問委員会３回、報酬諮問委員会４回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関わる答申を主導しております。
取締役	大嶽佐由美	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。また、期待される豊富な国際経験やマーケティングに関する高い見識に基づいた適切な助言等については、客観的な立場から、国際情勢やマーケティング等を中心に、適宜発言を行っております。
取締役	瀧野敏子	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。また、期待される医師としての豊富な経験および高い見識や医療機関における組織マネジメントの経験に基づいた適切な助言等については、客観的な立場から、社会情勢や組織運営等を中心に、適宜発言を行っております。

②　社外監査役

地　位	氏　　名	主な活動状況
監査役	葛山康典	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会８回の全てに出席し、企業財務の専門家としての見地から発言を行っております。
監査役	松家　元	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会８回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験および専門的見地から発言を行っております。 なお、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会３回、報酬諮問委員会４回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関わる答申を行っております。
監査役	鵜高利行	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会８回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての豊富な経験および専門的見地から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ふじみ監査法人

（注） 当社の会計監査人であります双研日栄監査法人は、2023年10月２日に青南監査法人および名古屋監査法人と合併し、名称をふじみ監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．当社監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査実績および当事業年度の監査計画を確認のうえ、報酬見積もりの算出根拠およびその妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
３．当社の重要な子会社のうち海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号にある解任事由に当たると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に評価し、変更の必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、その買付けに応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付行為のなかには、その目的等から判断して、企業価値または株主共同の利益を損なうおそれがあるものも少なくありません。

当社の企業価値または株主共同の利益は、創業の理念や企業理念、ビジョンに基づく企業活動とそれを可能ならしめる経営体制や企業文化・組織風土等が一体となって、すべてのステークホルダーのご理解やご協力といった基盤の上で形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値または株主共同の利益が維持されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当社株式の継続保有を検討するうえで、かかる買付行為が当社に与える影響や大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等の情報は、株主の皆様にとって重要な判断材料になるものと考えております。また、大規模買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大規模買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

こうした考え方のもと、当社は、株主の皆様に当社株式の大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および当社の企業価値または株主共同の利益に反するような大規模買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値または株主共同の利益を守るために必要かつ相応な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

⑵　基本方針実現のための取組み

①　基本方針の実現に資する特別な取組み（企業価値向上のための取組み）

グローバル化・デジタル化といった社会環境の変化が進むなかで、個人の嗜好や価値観、生活様式も多種多様となり、食に対するニーズは複雑化・高度化が進むものと想定されます。一方で、気候変動やそれに起因する食料危機、短期的な利益追求による資源枯渇や廃棄物の増加といった社会課題に対しては、一刻も早い対処が必要な状況にあります。

当社グループは、香辛料のトップメーカーとして培ってきた技術力と開発力を活かし、コアコンピタンスである「地の恵み スパイス＆ハーブ」を常に進化させるとともに、お客様視点での研究開発や製品開発、マーケティング活動の強化により、さまざまなニーズの変化に対応してまいります。そして、これら食の進化・発展を追求するだけでなく、環境負荷の低減や社会・環境・人権に配慮した原材料調達および製品供給を通じ、社会課題の解決に取り組んでまいります。

②　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記⑴に記載の基本方針に基づき、当社の企業価値または株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、単に「対応策」といいます。）を導入しております。

対応策は、大規模買付者に遵守いただくべきルールと、大規模買付行為が行われた場合に当社が講じる対抗措置の手続きおよび内容を定めており、その具体的な対抗措置につきましては、当社の企業価値または株主共同の利益を守るため、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当てを行うものであります。

なお、現在の対応策（以下、「本プラン」といいます。）は、2023年６月29日開催の第110期定時株主総会における関連議案の承認可決をもって更新したものであります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

（URL https://www.sbfoods.co.jp/company/ir/plan.html）

⑶　上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

①　基本方針の実現に資する特別な取組みについて

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値または株主共同の利益を持続的に向上させるために策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に従い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断する、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値または株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、以下の理由により、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

・経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が2008年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

・2023年６月29日開催の第110期定時株主総会における、大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案の承認可決をもって本プランに更新しております。

・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合で、当社取締役会が、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものであると判断し、かつ、対抗措置の発動が必要であると判断した場合は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主総会を開催するものとしております。

・当社取締役会により、いつでも廃止することができることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、取締役の任期は１年であるため、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）ではありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、今後の事業展開に向けた投資のための内部留保の充実を図りつつ、経営体質の一層の強化と堅実な経営基盤の確保に努めますとともに、純資産配当率や配当性向などの各種指標を勘案し、業績に裏付けられた成果を、安定的な配当として維持、継続いたしますことを基本方針としております。

上記方針に基づき、配当水準に関しましては、連結配当性向30％を目標とした安定的な配当と増配による株主還元強化を図ってまいります。

当期の期末配当金につきましては、１株当たり33円の普通配当に、創業100周年を記念いたしまして、１株当たり２円の記念配当を加えた35円といたしました。これにより、当期の１株当たり年間配当金は、中間配当金の31円（普通配当29円、記念配当２円）を加えて66円となります。

本事業報告中の記載金額および記載株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**85,076**
現金及び預金	22,082
受取手形	150
売掛金	34,256
商品及び製品	9,880
仕掛品	4,218
原材料及び貯蔵品	13,436
その他	1,051
貸倒引当金	△0
固定資産	**55,155**
有形固定資産	**35,344**
建物及び構築物	16,711
機械装置及び運搬具	8,503
工具、器具及び備品	1,734
土地	7,897
リース資産	430
建設仮勘定	66
無形固定資産	**601**
投資その他の資産	**19,209**
投資有価証券	15,050
長期貸付金	0
繰延税金資産	1,322
退職給付に係る資産	32
その他	2,823
貸倒引当金	△20
資産合計	**140,231**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**48,756**
支払手形及び買掛金	14,186
短期借入金	16,548
リース債務	175
未払金	11,853
未払法人税等	1,865
賞与引当金	1,482
その他	2,645
固定負債	**18,782**
社債	1,000
長期借入金	10,034
リース債務	331
再評価に係る繰延税金負債	1,107
退職給付に係る負債	6,143
資産除去債務	115
その他	50
負債合計	**67,538**
純資産の部	
株主資本	**64,751**
資本金	**1,744**
資本剰余金	**5,336**
利益剰余金	**61,631**
自己株式	**△3,961**
その他の包括利益累計額	**7,941**
その他有価証券評価差額金	**7,027**
土地再評価差額金	**857**
為替換算調整勘定	**393**
退職給付に係る調整累計額	**△337**
純資産合計	**72,692**
負債純資産合計	**140,231**

連結損益計算書（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**126,443**
売上原価		**94,707**
売上総利益		**31,735**
販売費及び一般管理費		**23,957**
営業利益		**7,778**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	311	
不動産賃貸料	41	
為替差益	209	
その他	188	750
営業外費用		
支払利息	424	
その他	24	449
経常利益		**8,079**
特別利益		
受取保険金	630	
事業譲渡益	701	
その他	244	1,576
特別損失		
固定資産売却損	418	
固定資産除却損	138	
減損損失	709	
火災損失	291	
その他	42	1,600
税金等調整前当期純利益		**8,054**
法人税、住民税及び事業税	2,545	
法人税等調整額	△1,208	1,337
当期純利益		**6,717**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,717**

貸借対照表（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**71,436**
現金及び預金	9,725
受取手形	150
売掛金	34,875
商品及び製品	9,309
仕掛品	3,971
原材料及び貯蔵品	12,384
前払費用	552
その他	466
貸倒引当金	△0
固定資産	**44,123**
有形固定資産	**24,575**
建物	11,245
構築物	498
機械及び装置	4,792
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	1,084
土地	6,586
リース資産	311
建設仮勘定	56
無形固定資産	**585**
ソフトウエア	508
その他	76
投資その他の資産	**18,962**
投資有価証券	13,048
関係会社株式	2,336
出資金	78
長期貸付金	0
前払年金費用	223
繰延税金資産	592
長期保険掛金	2,415
その他	285
貸倒引当金	△17
資産合計	**115,559**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**37,284**
買掛金	13,607
短期借入金	3,827
１年内返済予定の長期借入金	3,731
リース債務	128
未払金	10,999
未払費用	657
未払法人税等	1,549
預り金	155
賞与引当金	1,258
子会社整理損失引当金	1,323
その他	47
固定負債	**11,781**
社債	1,000
長期借入金	4,472
リース債務	224
再評価に係る繰延税金負債	1,107
退職給付引当金	4,823
資産除去債務	114
その他	39
負債合計	**49,065**
純資産の部	
株主資本	**58,730**
資本金	**1,744**
資本剰余金	**5,343**
資本準備金	5,343
その他資本剰余金	0
利益剰余金	**55,604**
利益準備金	436
その他利益剰余金	55,168
厚生施設積立金	700
固定資産圧縮積立金	86
別途積立金	16,318
繰越利益剰余金	38,064
自己株式	**△3,961**
評価・換算差額等	**7,763**
その他有価証券評価差額金	**6,905**
土地再評価差額金	**857**
純資産合計	**66,494**
負債純資産合計	**115,559**

損益計算書（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**113,852**
売上原価		**86,176**
売上総利益		**27,675**
販売費及び一般管理費		**22,098**
営業利益		**5,577**
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	306	
不動産賃貸料	57	
貸倒引当金戻入額	970	
為替差益	226	
その他	105	1,676
営業外費用		
支払利息	264	
その他	28	292
経常利益		**6,961**
特別利益		
債務保証損失引当金戻入額	1,461	
その他	219	1,680
特別損失		
固定資産除却損	50	
子会社整理損失引当金繰入額	1,323	
その他	28	1,401
税引前当期純利益		**7,240**
法人税、住民税及び事業税	1,916	
法人税等調整額	△1,380	535
当期純利益		**6,705**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年５月17日

ヱスビー食品株式会社
　取締役会　御中

ふじみ監査法人
東京都中央区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　腰　越　　勉
指定社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　　敦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ヱスビー食品株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヱスビー食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2024年５月17日

ヱスビー食品株式会社
取締役会　御中

ふじみ監査法人
東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　腰　越　　勉

指定社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　　敦

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ヱスビー食品株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第１１１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びふじみ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２４年５月24日

エスビー食品株式会社　監査役会

監査役(常勤)　西　郁　正　敏　㊞

社外監査役　葛　山　康　典　㊞

社外監査役　松　家　　　元　㊞

社外監査役　鵜　高　利　行　㊞

以　上

株主総会会場のご案内

場所：東京都板橋区宮本町38番８号　☎03(3558)5531
当社板橋スパイスセンター　ミーティングホール

お願い　駐車場のご用意はしておりませんので、
お車でのご来場は、ご遠慮くださいますよう
ようお願い申しあげます。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。